大阪府監査委員告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、 同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年5月27日

大阪府監査委員大西寛文同西野修平同山本浩二同岸本佳浩同森田秀朗

委員意見に対する措置

(南大阪流域下水道事業の未利用地について)

監査対象機関名	大阪府南部流域下水道事務所	
監査実施年月日	委 員 平成23年11月18日	
	事務局 平成23年10月12日	
監査の結果		措置の状況
南大阪湾岸流域下水道事業においては、平成22年8月の流域別		(1)再度精査し、施設配置を見直したところ、全体計画面積95.6〜クタ
下水道整備総合計画変更に伴い、3水みらいセンターの下水道用		ールのうち54.0〜クタールについては、既に建設済(利用中)である
地取得時(当初都市計画時)における計画に比べ、計画処理水量		ため、残りの建設予定地41.6~クタールについて、23.7~クタールを
が著しく減少しており、今後の利用が予定されていない未利用地		施設、道路、修景施設整備用地、17.9~クタールを施設更新用地及び
(現在の概算では3センター合計14.9ha) が存在する。大阪府新		海域緩和施設用地とした。
公会計制度の導入による影響も勘案し、以下の点に留意されたい。		(2)(1)のとおり、未利用地はないが、施設更新用地及び海域緩和施設
(1) 平成22年8月の	(1) 平成22年8月の計画変更後の建設予定面積には施設更新 用地(17.9~クタール)のうち一部については有効活用策として、	
用地及び未整備の修景施設が含まれているが、その必要性を再度		ガソーラー設置(災害対策施設の位置づけ。9.2へクタール)や土砂仮
精査した上で未利用地及び建設予定地を確定されたい。		置き場(3.9~クタール)として暫定的に有効活用の取組を進めている。

- (2) 未利用地及び建設予定地の有効活用策の検討を進める必要があるが、策定にあたっては、制度上の制約がある場合には必要な措置を国に働きかけること、民間も含めた幅広いアイデアを求めることなど、より踏み込んだ対応が必要と考えられる。ただし、結果として府がリスクを負担し、府民の負担となるコストが増大することのないよう、慎重な検討が必要である。
- (3) 未利用地については、大阪府新公会計制度における行政財産等の「減損の兆候」(当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化があった場合)に該当すると考えられるため、「将来の使用見込みが客観的に存在する場合」に該当しない場合には、正味売却価額まで帳簿価額の減額が必要となる。未利用地の具体的な有効活用策を検討した結果、現時点で「将来の使用見込みが客観的に存在する場合」と言えるかどうかを慎重に判断されたい。
- (4) 上記のとおり、減損会計の適用の検討が必要となるような 多くの未利用地が生じた一連の経緯については、府民にわかりや すく説明する必要があると考えられる。

(3)(1)の見直しの結果、「将来の使用見込みが客観的に存在する場合」と判断したが、長期に使用が見込まれない用地は、有効活用に努める。(4)(1)及び(3)を踏まえ、必要に応じて適切に対応する。

(安威川ダム関連事業及び周辺整備基本方針について)

監査対象機関名	大阪府都市整備部(河川室)	
監査実施年月日	委 員 平成23年8月5日	
	事務局 平成23年6月21日から平成23年7月12日まで	
	監査の結果	措置の状況

安威川ダムの事業計画については、平成17年に利水機能縮小に 伴いダム規模縮小が決定され、さらに、平成21年8月の府戦略本 部会議において利水事業からの撤退が決定されるとともに、平成 22年9月より国土交通省からの要請に基づくダム事業の検証中で ある。

ダム規模縮小等の見直しの結果として、買収済用地の利用計画 や道路の整備、周辺整備等の関連計画に及ぼす影響について慎重 に検討する必要があることから、関連する事業の具体化にあたっ ては慎重に対応するとともに、府民の理解が得られるよう積極的 に情報開示することに努められたい。具体的には、

- (1) ダム規模が縮小されたにも関わらず、全体事業費が昭和63年の当初計画時の836億円から平成19年の計画変更時には1,314億円へと大幅に増加している。当初計画においてもより慎重に策定すべきものであったと考えられるが、結果的に事業費が大幅に増加するに至った経緯・根拠を明確にし、広く府民の理解が得られるよう説明されたい。
- (2) 平成17年のダム規模縮小の決定に伴い、ダムの湛水区域として不要となる約11〜クタールの買収済用地について、具体的な活用方針は未だ策定されていない。府にとっては重要な財産であるため、具体的な有効活用方針を策定されたい。
 - (3) 公共補償は金銭をもってすることが原則とされているが、

(1) 安威川ダム建設事業は、平成23年度監査で委員意見を受けて以降、 平成23年9月13日に大阪府河川整備委員会(現大阪府河川整備審議会) (第三者委員会、一般傍聴可)において「現計画が妥当」との判断が なされ、平成24年6月11日に「継続(補助金交付を継続)」との国の対 応方針が出された。これらを受けて24年12月に転流工、平成26年3月 にダム建設の工事契約を行った。

大阪府ホームページの「安威川ダム建設事業」に、事業の概要、経 過、周辺整備及び建設工事の最新情報等を掲載し、積極的な情報開示 に努めている。

なお、全体事業費の増加については、大阪府議会で審議され、妥当 性が確認されている。

- (3)湖面道路については、必要性等を再検証し、府の財政状況に鑑み、整備を行わない方針とした。
- (2) 及び(4) 湛水区域として不要となる買収済用地の活用方針を含む周辺整備については、従来の行政主導型ではなく、より府民のニーズにマッチした、府民による自立型の地域づくりを目指し、府民文化部が実施する「プラットフォーム形成支援事業」を活用して、平成26年3月に「安威川ダム ファンづくり会」を設置した。

左岸地域の事業者及び山林所有者が立ち入るための市道が水没することに伴う補償は、現物補償としての湖面道路整備が計画されている。しかしながら、決定にあたって、従前の市道がどの程度利用されていたのか、湖面道路が将来どの程度利用される見込みであるかの検証等、現物補償とすることが合理的であると判断した根拠の検証が不十分である。付替道路のルート変更により左岸地域への立ち寄りが可能となった等の事情を考慮した上で、利用見込み等を検証し、現物補償としての湖面道路の必要性を再精査されたい。

(4) 安威川ダム周辺整備基本方針では、ダム周辺地域には年間合計100万人オーダーの集客ポテンシャルがあるという前提のもとにレクリエーションゾーン等による活用方針が示されているが、当該オーダーは、ダム周辺地域の利用形態ごとの推計立寄り人口を地域特性に応じて精査して集計した客観的なものではなく、安威川ダム周辺整備検討委員会において最高水準の目標数値として想定されたものである。今後、安威川ダム周辺整備計画を策定するにあたっては、集客ポテンシャル等の基礎的なデータを精査するとともに、府の厳しい財政状況、景気動向、府民の多様化したニーズ等を総合的に勘案した上で、事業主体や事業内容を慎重に検討されたい。

「安威川ダム ファンづくり会」には、地域住民やNPO団体、デザイナー、アーティストなど、様々な方々が参加して、安威川ダム周辺地域の魅力や課題、観光や景観づくり、効果的な情報発信のあり方など、様々なテーマについて活発に議論し、検討を進めている。